

支出証拠書(各種団体会費)

2/4

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・菅沼泰久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	土木学会年会費(2025年4月~2026年3月の1年分)		
年月日	令和7年4月1日	金額	12,000円

会の趣旨・目的	土木学会は、「土木工学の進歩および土木事業の発達ならびに土木技術者の資質向上を図り、もって学術文化の進展と社会の発展に寄与する」こと。(土木学会定款)
会の活動内容等	以下の三つを活動の柱として、さまざまな活動を展開。 学術・技術の進歩への貢献 社会への直接的貢献 会員の交流と啓発
政務活動・県政との関連性	土木学会の会員として、土木に関する最新情報を常に入手し、県のインフラ事業に関する提言や地元要望への対応に生かすこと。
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	
※ 添付書類：土木学会定款	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	12,000円	/	12,000円
		100%	

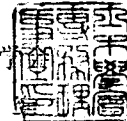
2025年02月14日

菅沼 泰久 様

下記の通り領収いたしました。

¥ 12,000-

公益社団法人 土木学会
専務理事 三輪



〒160-0004
東京都新宿区四谷一丁目無番地
電話 03-3355-3443
登録番号:T5011105004847

内訳

但し、

会費(2025年04月～2026年03月)：¥12,000-

として

※消費税10%対象 計:0円 (内消費税:0円)

(1) 土木学会定款

平成22年 5月22日 制定
平成28年12月16日 改正・施行

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人土木学会（以下「学会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 学会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 学会は、公益社団法人土木学会細則（以下「細則」という。）で定める地に支部を設ける。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 学会は、土木工学の進歩及び土木事業の発達並びに土木技術者の資質の向上を図り、もって学術文化の進展と社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 学会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 土木工学に関する調査、研究
 - (2) 土木工学の発展に資する国際活動
 - (3) 土木工学に関する建議並びに諮問に対する答申
 - (4) 会誌その他土木工学に関する図書、印刷物の刊行
 - (5) 土木工学に関する研究発表会、講演会、講習会等の開催及び見学視察等の実施
 - (6) 土木工学に関する奨励、援助
 - (7) 土木工学に関する学術、技術の評価
 - (8) 土木技術者の資格付与と教育
 - (9) 土木に関する啓発及び広報活動
 - (10) 土木関係資料の収集・保管・公開及び土木図書館の運営
 - (11) その他目的を達成するために必要なこと
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 学会の目的に賛同して入会した次の個人又は団体を会員とする。

(1) 正会員

1) 個人会員 次のいずれかに該当する者

ア 土木事業に関し、学識経験ある者

イ 土木工学専門の教育を受け、その業務に従事している者

ウ 前各号に準ずる者

2) 法人会員 建設業、建設コンサルタント等、細則で定める土木に関連する業種の事業を行う法人

(2) 学生会員 土木工学に関する学科を修めるため大学、高等専門学校、高等学校及びこれらに準ずる学校に在学中の者

(3) 特別会員 正会員及び学生会員以外の個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第6条 会員として入会しようとする者は、細則で定めるところにより、入会手続きを行い、理事会の承認を受けなければならない。

（会費等）

第7条 学会の事業活動に生じる費用に充てるため、会員は、細則で定めるところにより、会費を納入しなければならない。

（退会）

第8条 会員は、退会届を提出することにより退会できる。

（除名）

第9条 会員が学会の名誉を傷つけ又は学会の目的に反する行為をするに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 破産したとき。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (4) 当該個人会員が死亡し又は当該法人会員が解散したとき。
- (5) 総正会員が同意したとき。

第4章 総会

（構成）

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

3 前2項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権限）

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等に係る規程
- (4) 第36条に規定する決算について作成する書類の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入の承認
- (7) 基本財産の処分又は担保の設定
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第13条 定時総会は、毎事業年度終了後の細則で定める時期に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 第14条第2項の請求があったとき。この場合、請求のあった日から6週間以内に開催しなければならない。

（招集）

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の10分の1以上の正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。ただし、出席できない正会員が、第18条の手続きに従って委任状を提出した場合は、当該正会員を出席者とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第18条 正会員は、他の正会員を代理人として総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員は、あらかじめ、代理権を証明する書面として委任状を学会に提出しなければならない。

ただし、当該正会員は、当該委任状の提出に代えて、当該委任状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該正会員は、当該委任状を提出したものとみなす。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(議事録)

第19条 総会の議事録は、法令で定めるところにより、議長が作成し、議長及び議長が指名する出席者2名以上が記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 学会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以上30名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、会長を法人法上の代表理事とする。

3 会長以外の理事のうち5名以内を副会長とする。

4 会長及び副会長以外の理事のうち1名を専務理事とする。

5 副会長、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事又は監事が欠けたときは、補欠を選任することができる。この場合、その選任については、第1項の規定を準用する。

4 会長が欠けたときは、第29条第2項の規定に従って理事会を開催し、理事会の決議によって理事

の中から代表理事を選定する。

- 5 前項の規定により選定した代表理事は会長職務を執行する。ただし、代表理事としての任期は、前任の会長の代表理事としての残任期間とする。
- 6 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 7 監事には、学会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び学会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、次の各号のとおり、それぞれの職務を執行する。

- (1) 会長は、学会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐する。
- (3) 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務全般の円滑な運営を司るとともに、理事会から委任された事項の会務を処理する。
- (4) 前各号以外の理事は、会長、副会長を補佐し、理事会の決議によって会務を処理する。
- (5) 会長並びに副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、学会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

（構成）

第27条 学会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の権限に属するものを除く、学会の業務執行の決定
- (2) 総会の目的である事項の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集し、議長は会長がこれに当たる。

2 会長に事故があるとき又は欠けたときは、各理事が理事会を招集し、議長は招集した理事がこれに当たる。

(開催)

第30条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第33条 別表の財産は、学会の目的である事業を行うために不可欠な財産であり、学会の基本財産とする。

2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、学会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分又は担保の設定をするときは、あらかじめ理事会の議を経て、総会の承認を要する。

(事業年度)

第34条 学会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 学会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 学会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の各号の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の各号の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員の名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(基金)

第37条 学会は、法人法第 131条に基づく基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 抛出された基金は、基金の抛出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 学会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 学会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により学会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 学会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 学会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 補則

(保有株式に係る議決権)

第43条 学会は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

(事務局及び職員)

第44条 学会の会務を処理するため事務局を設け、有給の職員を置くことができる。

(細則等の規定)

第45条 この定款施行に必要な細則その他の規定については、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 学会の最初の会長は 阪田 憲次 とする。

3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款は、平成28年12月16日より施行する。

別表 基本財産（第33条関係）

土地	2582.65平米 東京都新宿区四谷1丁目無番地
----	-----------------------------

整理番号	4-2
------	-----

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・菅沼泰久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	事務所賃借料 (4 月分)		
年 月 日	令和 7 年 3 月 27 日	金 額	27,500 円

目 的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関 連 性	
<<領収書貼付枠>> 口座振替 2024-3-27 56,240 SMBC(フジ)(セ-77) 引落金額から月額保証料 (800 円) と集金代行料 440 円 (税込) を引いた 55,000 円が賃借料である	

案分の理由 後援会活動を含むため。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	55,000 円	1/2 %	27,500 円

整理番号	4-3
------	-----

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・菅沼泰久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	カラー複合機リース代 (令和7年4月支払い分)		
年 月 日	令和7年4月7日	金 額	7,095 円

目 的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 口座振替 ※支払明細は別紙参照。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 17 D 7- 4- 7 14,190 HC)ミヒツシHBL </div>	

案分の理由 後援会活動を含むため。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	14,190 円	1 / 2 %	7,095 円

菅沼泰久事務所 内

お問合せ先
担当支店 中部営業部 静岡営業所
電話 052-385-0292
(受付時間: 平日 09:00~17:00)

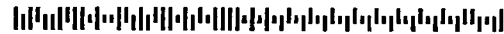
菅沼 泰久

様



105-0003
東京都港区西新橋1丁目3-1
西新橋スクエア9階

三菱HCビジネスリース株式会社
登録番号 T4010001062159



431111 12211 0000860#

0001/0003 0001793

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。この度は、弊社のリース契約をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。ご契約いただきましたリース契約の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げますのでご確認いただき、リース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

リース契約のご確認書 (お支払明細書)

【ご契約内容】

契約番号		リース期間	60ヶ月		
契約種類	リース	リース期間開始日	2024/12/17	リース期間満了日	2029/12/16
販売店名	三和事務機 株式会社	リース料総額 (税別)	774,000円	印税対象	774,000円
		消費税等		消費税等	77,400円
代表物件名	カラー複合機	月額リース料 (税別)	12,900円	お支払額	851,400円
		*リース物件のご明細につきましては、別紙をご参照ください。	お支払日	07日	お支払方法

【お支払引落口座】

金融機関名		預金種目		口座番号	
口座名義人					

【お支払内容】

(単位:円)

回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高	回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高
			リース料	消費税等					リース料	消費税等	
1	2025/02	14,190	12,900	1,290	837,210	31	2027/07	14,190	12,900	1,290	411,510
2	2025/02	14,190	12,900	1,290	823,020	32	2027/08	14,190	12,900	1,290	397,320
3	2025/03	14,190	12,900	1,290	808,830	33	2027/09	14,190	12,900	1,290	383,130
4	2025/04	14,190	12,900	1,290	794,640	34	2027/10	14,190	12,900	1,290	368,940
5	2025/05	14,190	12,900	1,290	780,450	35	2027/11	14,190	12,900	1,290	354,750
6	2025/06	14,190	12,900	1,290	766,260	36	2027/12	14,190	12,900	1,290	340,560
7	2025/07	14,190	12,900	1,290	752,070	37	2028/01	14,190	12,900	1,290	326,370
8	2025/08	14,190	12,900	1,290	737,880	38	2028/02	14,190	12,900	1,290	312,180
9	2025/09	14,190	12,900	1,290	723,690	39	2028/03	14,190	12,900	1,290	297,990
10	2025/10	14,190	12,900	1,290	709,500	40	2028/04	14,190	12,900	1,290	283,800
11	2025/11	14,190	12,900	1,290	695,310	41	2028/05	14,190	12,900	1,290	269,610
12	2025/12	14,190	12,900	1,290	681,120	42	2028/06	14,190	12,900	1,290	255,420
13	2026/01	14,190	12,900	1,290	666,930	43	2028/07	14,190	12,900	1,290	241,230
14	2026/02	14,190	12,900	1,290	652,740	44	2028/08	14,190	12,900	1,290	227,040
15	2026/03	14,190	12,900	1,290	638,550	45	2028/09	14,190	12,900	1,290	212,850
16	2026/04	14,190	12,900	1,290	624,360	46	2028/10	14,190	12,900	1,290	198,660
17	2026/05	14,190	12,900	1,290	610,170	47	2028/11	14,190	12,900	1,290	184,470
18	2026/06	14,190	12,900	1,290	595,980	48	2028/12	14,190	12,900	1,290	170,280
19	2026/07	14,190	12,900	1,290	581,790	49	2029/01	14,190	12,900	1,290	156,090
20	2026/08	14,190	12,900	1,290	567,600	50	2029/02	14,190	12,900	1,290	141,900
21	2026/09	14,190	12,900	1,290	553,410	51	2029/03	14,190	12,900	1,290	127,710
22	2026/10	14,190	12,900	1,290	539,220	52	2029/04	14,190	12,900	1,290	113,520
23	2026/11	14,190	12,900	1,290	525,030	53	2029/05	14,190	12,900	1,290	99,330
24	2026/12	14,190	12,900	1,290	510,840	54	2029/06	14,190	12,900	1,290	85,140
25	2027/01	14,190	12,900	1,290	496,650	55	2029/07	14,190	12,900	1,290	70,950
26	2027/02	14,190	12,900	1,290	482,460	56	2029/08	14,190	12,900	1,290	56,760
27	2027/03	14,190	12,900	1,290	468,270	57	2029/09	14,190	12,900	1,290	42,570
28	2027/04	14,190	12,900	1,290	454,080	58	2029/10	14,190	12,900	1,290	28,380
29	2027/05	14,190	12,900	1,290	439,890	59	2029/11	14,190	12,900	1,290	14,190
30	2027/06	14,190	12,900	1,290	425,700	60	2029/12	14,190	12,900	1,290	0

【ご連絡事項】

・お支払方法が口座振替の場合において、ご指定いただいたお支払口座と当社に対する他のお支払いに係る口座が同一のときは、当社は、これらの代金を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただくことがあります。

整理番号	4-4
------	-----

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・菅沼泰久)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政レポート送付用の宛名ラベルシール		
年月日	令和7年4月15日	金額	3,500円

目的	県政レポートを郵送し、議員活動を周知することで県政への県民の関心を高めること。
使途	県政レポート送付用の宛名ラベルシール
政務活動・ 県政との 関連性	県民の県政に対する関心の向上に資するものである。
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	3,500円	/	3,500円
		100%	

注文番号 [REDACTED] の領収書

このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2025年5月1日

注文日: 2025年4月15日

Amazon.co.jp 注文番号: [REDACTED]

ご請求額: ¥3,500

様

2025年4月15日に発送済み

注文商品

1点 エーワン ラベルシール 24面 100シート 31512

販売: アマゾンジャパン合同会社

コンディション: 新品

価格

¥3,500

お届け先住所:

菅沼泰久

配送方法:

お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:

一括払い

請求先住所:

菅沼泰久

クレジットカードへの請求

商品の小計:	¥3,500
配送料・手数料:	¥0
注文合計:	¥3,500
ご請求額:	¥3,500

[REDACTED]: 2025年4月15日: ¥3,500

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

利用規約 | プライバシー規約 ©1996-2020, Amazon.com, Inc. and its affiliates

[トップへ戻る](#)[日本語](#)[日本](#)[ヘルプ・サポート](#)[利用規約](#) | [プライバシー規約](#) | [パーソナライズド広告規約](#) | [各種規約](#) | [特定商取引法に基づく表示](#)

© 1996-2025, Amazon.com, Inc. またはその関連会社

整理番号	4-5
------	-----

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・菅沼泰久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	事務用品代 (カッターナイフ、テープ等)		
年月日	令和7年4月15日	金額	165円

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》



領収書

登録番号 T4200001013662
 クックマート浜名湖西店 2150
 TEL053-594-8500 1F 54834
 2025/04/15(火) 11:27
 カッターナイフ小箱「グリップ」オートロック 100
 プラステープのり強粘着 200
 小計 3点 300
 消費税 30
合計 ¥330
 10%対象 330(内 税額 30)
 お預り ¥1,030
 お釣り ¥700



支払者 菅沼泰久


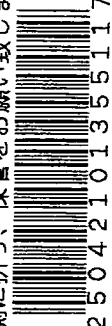
案分の理由 後援会活動を含むため。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	330円	1/2 %	165円

整理番号	4-6
------	-----

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・菅沼泰久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務用品代 (のり、シャープペン)		
年月日	令和7年4月21日	金額	294円

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="text-align: center;">  <p>領収証</p> <p>株式会社ナフコ 様 ホームプラザナフコ 湖西店 TEL:053-574-1501 登録番号:17290801002705 毎度ありがとうございます またのお越しを お待ちしております。 2025年04月21日 14:45 担: [redacted] 001-35511</p> <p>21 ヤマト アラビック糊 NA- 21547256 ¥382 21 モノグラフ LO5SP DPA 23325074 ¥206</p> <p>合計 ¥588 10%対象お買上額 ¥588 (10%内消費税額 ¥53) 現金 ¥588</p> <p>お預り ¥600 お釣り ¥12</p> <p>レシート売上 *マークは広告商品です</p> <p>本票を保管頂く場合は、印刷面を 内側に折り、保管をお願い致します</p>  <p>25042101355117</p> <p>支払者 菅沼泰久</p> </div>	

案分の理由 後援会活動を 含むため。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	588円	1/2 %	294円

整理番号 4-7

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・菅沼泰久)

経費項目	調査研究費・研修費・ 広聴広報費 ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政レポートの郵送費 (料金別納 区内特別郵便物)		
年月日	令和7年4月23日	金額	91,008円

目的	県政レポートを郵送し、議員活動を周知することで県政への県民の関心を高めること。
使途	県政レポートの郵送費 (料金別納 区内特別郵便物)
政務活動・ 県政との 関連性	県民の県政に対する関心の向上に資するものである。

《領収書貼付枠》
@96円×948通=91,008円

支払者 菅沼泰久

領収書

様

17.0g 948通 ¥91,008
小計 ¥91,008

郵便物引受合計通数 948通 ¥91,008
課税計(10%) ¥8,273
非課税計 ¥0

合計 ¥91,008
お預り クレジット

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2025年4月23日 16:14
発行No. 250423A0223 端M24箱01
連絡先: 湖西郵便局
TEL: 0570-943-817

クレジット売上票

加盟店名 MERCHANT
株式会社
TEL 0570-943-817
端末番号 TERM No
71134-620-52103
ご利用日 DATE 2025/04/23 16:14:46

会員番号 [REDACTED]
カード会社
承認番号 APP CODE 0543947
処理番号 TRAN No 0071758

取引内容 取扱区分
売上 一括 110
TRAN TYPE PMT TYPE

伝票番号 有効期限 商品区分
00879 XX/XX 990
SLIP No EXP DATE COM CODE

合計金額 ¥91,008

SUGANUMA/YASUHISA 様

ARC 00 ATC 00023 No 02
AID A0000000031010

ご利用ありがとうございます
またのご来店をお待ちしております
お客様控え

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	91,008円	100%	91,008円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・菅沼泰久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和7年4月3日～令和7年4月25日	金額	15,470円

目的	県事業の内容聴取及び関係書類の整理、部局事業ヒアリング・議員総会 政務活動資料の整理
用途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県事業の内容や進捗状況を確認し、政策提言に活かす。 ○ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ○ 会派の政策や方針について確認する。
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	15,470円	/	15,470円
		100%	

別紙

NO	月 日	用 件	金額(円)
1	4/3	議員総会、県事業の内容や進捗状況の確認	4,990
2	4/11	議員総会、県事業の内容や進捗状況の確認	5,320
3	4/25	議員総会、県事業の内容や進捗状況の確認	5,160
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
合 計			15,470

4/3
新幹線

EXご利用票
(座席のご案内)

4月 3日 ¥2,330

浜松 ⇒ 静岡

自由席

車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。
記載以外の座席をご利用の場合は、ICカード等を確認させていただきます。

25.04.03 08:45 幹浜松 駅62-22 JR東海
No. 0000036207

支払者: 菅沼泰久

EXご利用票 (座席のご案内)
Seat Information

25年 4月 3日
¥2,330 3001/ネ2272静岡6007
000894779565

静岡 ▶ 浜松

自由席

このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません

車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。
記載以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

4/11
新幹線

EXご利用票 (座席のご案内)
Seat Information

25年 4月11日
¥2,330 3001/ネ2273静岡6201
000648915358

浜松 ▶ 静岡

自由席

このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません

車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。
記載以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

EXご利用票 (座席のご案内)
Seat Information

25年 4月11日
¥2,330 3001/ネ2274静岡6007
000122794384

静岡 ▶ 浜松

自由席

このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません

車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。
記載以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

4/25
高速(ETC)

ご利用ありがとうございます。
利用証明書



料金所(自) 三ヶ日
料金所(平) 静岡
25年 4月 25日 9時 1分

通行料金 ¥2,580-

(ETCクレジット) 車種 1

※通行料金の消費税率は10%です。
※通行料金は確定していません。

取扱番号
A04504-253575-040728

※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

ご利用ありがとうございます。
利用証明書



料金所(自) 静岡
料金所(平) 三ヶ日
25年 4月 25日 19時 35分

通行料金 ¥2,580-

(ETCクレジット) 車種 1

※通行料金の消費税率は10%です。
※通行料金は確定していません。

取扱番号
A04504-253587-096122

※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

モバイル SUICA 利用履歴(2025 年4月分)

◀ 戻る SF(電子マネー)利用履歴

04/11	入	JC 浜松	¥9,416
	出	JC 鷺津	-330
04/11	入	JC 鷺津	¥9,746
	出	JC 浜松	-330
[REDACTED]			
04/03	入	JC 鷺津	¥10,194
	出	JC 浜松	-330

②

①

整理番号 4-9

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・菅沼泰久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費 資料購入費 事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料		
年月日	令和7年4月26日	金額	1,135 円

目的	公明新聞（朝刊）の購読
使途	日々の時事ニュース、世界情勢、公明党の政策等の確認。
政務活動・ 県政との 関連性	新聞記事を政策立案や地元要望対応に反映する。

《領収書貼付枠》

新聞購読料 領収証
菅沼 泰久 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2025年4月分(4/01~4/30) 領収日 4月26日
領収金額 ¥2,270

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	2,270	1	2,270

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 2,270円 消費税 168円)
※は軽減税率対象品目です。

販売店 竹内 圭一
登録番号:T5810690016607
住所 浜松市中央区菰丘3-18-28
TEL 053-475-8570 FAX 053-475-8571
お申込No. XXXXXXXXXX



案分の理由 私用を含むため。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,270 円	1/2 %	1,135 円

整理番号	4-10
------	------

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・菅沼泰久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費) 事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料		
年 月 日	令和7年4月28日	金 額	1,900 円

目 的	中日新聞 (朝刊) の購読		
使 途	日々の時事ニュースや世界情勢等の確認。		
政務活動・ 県政との 関連性	新聞記事を政策立案や地元要望対応に反映する。		
<<領収書貼付枠>> 口座振替 110 D 7- 4-28 新聞代 3,800 兼子新聞店			

案分の理由 私用を含むため。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,800 円	1/2 %	1,900 円

支 出 証 拠 書 (入館料)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・菅沼泰久)

経費項目	調査研究費		
内 容	ふじのくに茶の都ミュージアム及びKADODE OOIGAWA の視察		
年 月 日	令和7年4月29日	金 額	3,880 円

目 的	ふじのくに茶の都ミュージアム及びKADODE OOIGAWA の視察
応対者	施設のスタッフ
政務活動・ 県政との 関連性	県が運営するふじのくに茶の都ミュージアム、及びKADODE OOIGAWA を視察して施設についての理解を深め、今後の茶業振興に係る政策提言につなげる。
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり 【経路】 自宅→東名三ヶ日→東名相良牧之原→ふじのくに茶の都ミュージアム→KADODE OOIGAWA→東名吉田→東名三ヶ日→自宅 ETC 利用証明書①：高速代（三ヶ日→相良牧之原）1,640 円 領収書②：観覧券代 300 円 ETC 利用証明書③：高速代（吉田→三ヶ日）1,940 円	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,880 円	/	3,880 円
		100%	

ご利用ありがとうございます。
利用証明書



料金所(自) 三ヶ日
料金所(至) 相良牧之原
25年 4月29日 10時10分

通行料金 ¥1,640-

(ETCクレジット) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。
※通行料金は確定しておりません。
取扱番号
A08504-293073-519329
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

ご利用ありがとうございます。
利用証明書



料金所(自) 吉田
料金所(至) 三ヶ日
25年 4月29日 15時13分

通行料金 ¥1,940-

(ETCクレジット) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。
※通行料金は確定しておりません。
取扱番号
A08504-293089-925122
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

支払者
菅添久



ふじのくに
茶の都
ミュージアム

適格請求書発行事業者登録番号
T7000020220001

2025年04月29日(火) 10時32分

領収書

観覧券 大人 ¥300*

合計 1件 ¥300
(内税売 10% ¥300)
(消費税 ¥27)
(消費税計 ¥27)
お支払い ¥500
お釣り ¥200

静岡県島田市金谷富士見町3053-2
0547-46-5588
シートNO. 000033
担当:担当者2

店:0002
店:0001



ふじのくに
茶の都
ミュージアム

Tea Museum, Shizuoka

25.4.29



常設展・茶室観覧券

支出証拠書 (自動車燃料代)

【4月分】 4/29

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・菅沼泰久)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	
※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km) ※領収書による充当方式 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km) ・充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合			
≪支払証明≫上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 菅沼 泰久			

≪領収書貼付枠≫ 別紙のとおり。

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	14,467 円	1/2 %	7,233 円

ENEOS

納品書(領収書)

2025年04月02日 12:38

売上
上 様 M
22538-900000-759
現金フリー
車両番号 実車番
2000-00
ENEOSレギュラー P-07
32.80L *
188円 ¥6,166
合計 ¥6,166
(消費税10%対象 ¥6,166
内消費税等 ¥561)
現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
東海興産株式会社
東海興産 新居関所SS
静岡県 湖西市
新居町新居3444-56
TEL:053-594-0303 SS-022538
登録番号:T9080401006027
シートNo 2847-02 データNo5405-5407
2025/04/02



apollostation

東海興産(株)
日之岡
静岡県湖西市
岡崎字後田面2253-11
TEL:053-578-1414 SS:31478-33432
登録番号:T9080401006027

クレジットカード売上票

2025/04/15(火) 10:31 伝票No.7060
取引通番 2462

SUGANUMA YASUHISA 様

012000 2381
レギュラーガソリン P10 ¥3301
数量 18.04L
単価 @183

合計 ¥3,301

(内税分消費税 ¥300)
(内税10%対象 ¥3301)
(内税10%消費税 ¥300)

承認No.0000000729
支払方法 一括
クレジットご利用額 ¥3,301
有効期限 XX年XX月 2 企業コード 0001
端末識別番号 7736410104100
ARCOO ATC0048 01 VISACREDIT
A0000000031010

2-00000000-0:0000000
係員: 03
処理日付: 2025/04/15 2381-2382
100取引

当店へのアンケート回答で

Amazonギフト券
500円分をプレゼント!
毎月1,000名様!
回答はこちらから▶
当店ご利用後10日後まで

給油をお得に! 新アプリ
カーライフを便利に!
Drive On
*クーポン配信・対応サービスは、店舗により異なります。

お得なキャンペーン実施中 今すぐタウンロード!



apollostation

東海興産(株)
日之岡
静岡県湖西市
岡崎字後田面2253-11
TEL:053-578-1414 SS:31478-33432
登録番号:T9080401006027

クレジットカード売上票

2025/04/29(火) 08:19 伝票No.3170
取引通番 1337

SUGANUMA YASUHISA 様

012000 8087
レギュラーガソリン P10 ¥5000
数量 27.32L
単価 @183

合計 ¥5,000

(内税分消費税 ¥455)
(内税10%対象 ¥5000)
(内税10%消費税 ¥455)

承認No.0000000752
支払方法 一括
クレジットご利用額 ¥5,000
有効期限 XX年XX月 2 企業コード 0001
端末識別番号 7736410104100
ARCOO ATC0048 01 VISACREDIT
A0000000031010

2-00000000-0:0000000
係員: 03
処理日付: 2025/04/29 8087-8088
100取引

当店へのアンケート回答で

Amazonギフト券
500円分をプレゼント!
毎月1,000名様!
回答はこちらから▶
当店ご利用後10日後まで

給油をお得に! 新アプリ
カーライフを便利に!
Drive On
*クーポン配信・対応サービスは、店舗により異なります。

お得なキャンペーン実施中 今すぐタウンロード!

整理番号	4-13
------	------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・菅沼泰久)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政レポートの郵送費 (料金別納 区内特別郵便物)		
年月日	令和7年4月30日	金額	10,080円

目的	県政レポートを郵送し、議員活動を周知することで県政への県民の関心を高めること。
使途	県政レポートの郵送費 (料金別納 区内特別郵便物)
政務活動・ 県政との 関連性	県民の県政に対する関心の向上に資するものである。

《領収書貼付枠》
@96円×105通=10,080円

領収書	
様	
[別納引受] 区内特別基 (定) @96 - 105通	16.5g ¥10,080
小計	¥10,080
郵便物引受合計通数	105通
課税計(10%)	¥10,080
(内消費税等(10%))	¥916
非課税計	¥0
合計	¥10,080
お預り金額	¥10,080

支払者
菅沼泰久

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時：2025年 4月30日 9:43
発行No. 250430A9584 端N23箱02
連絡先：湖西郵便局
TEL:0570-943-817

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	10,080円	100%	10,080円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・菅沼 泰久)

経費項目	調査研究費・研修費・ 広聴広報費 ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政レポートのポスティング費用		
年月日	令和7年4月30日	金額	184,855円

目的	県政レポートを市内に配布し、議員活動を周知することで県政への県民の関心を高めること。
使途	県政レポートチラシポスティング費用、及び振込手数料
政務活動・ 県政との 関連性	県民の県政に対する関心の向上に資するものである。

《領収書貼付枠》

銀行口座からの振り込み

請求金額 184,305円
 + 振込手数料 550円
 合計 184,855円

キャッシュサービス ご利用控
 毎度ご利用いただきありがとうございます

浜松いわた信用金庫

お取引日 07-04-30

お取引金額 ¥184,305*

手数料 ¥550

時間 09:50

富士宮信用金庫
 吉原支店

*印紙税申告納付につき浜松西
 税務署承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	184,855円	100%	184,855円

請求日: 2025年4月30日

コード: [REDACTED]

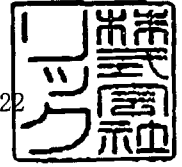


請求書

静岡県議会議員 菅沼 泰久 様

株式会社リック

静岡県富士市中里2561-22
TEL:0545-31-2239
FAX:0545-31-2240



下記の通りご請求申し上げます。

(締日: 2025年4月30日) お支払い期限 2025年5月31日

お手数ですが下記銀行口座へお振込み下さいませよう
お願い申し上げます。
※恐れ入りますがお振込み手数料は貴社ご負担にて
お願い申し上げます

【お振込先】 株式会社リック
富士宮信用金庫 吉原支店 普通 1045569
清水銀行 須津支店 普通 7032007
登録番号:T2080101009996

課税対象金額	消費税(10%)	請求金額
167,550	16,755	¥184,305

管理番号	配布品目	配布期間				合計配布数 その他売掛	金額
		配布数	単価	金額	備考		
4月 20日 [REDACTED]	菅沼やすひさ県政レポートNo.2 A3二つ折【湖西配11170部】 担当者 [REDACTED]					11170	167,550
請求金額							167,550

給与支払明細書

2025年04月



様

労働日数	自 2025年04月16日 至 2025年04月30日	6日
労働時間		16.74時間
所定時間外労働		0時間
支 給 額	基本給	21,762円
		円
		円
		円
		円
	非課税通勤費	円
	合計	21,762円
控 除 額	所得税	円
	住民税	円
	健康保険	円
	厚生年金	円
	雇用保険	円
		円
		円
	合計	0円
差引支給額		21,762円

給与支払明細書

2025年04月



様

労働日数	自 2025年04月01日 至 2025年04月30日	11日
労働時間		33時間
所定時間外労働		時間
支 給 額	基本給	42,900円
		円
		円
		円
		円
	非課税通勤費	円
	合計	42,900円
控 除 額	所得税	円
	住民税	円
	健康保険	円
	厚生年金	円
	雇用保険	円
		円
		円
	合計	0円
差引支給額		42,900円

給与支払明細書

2025年04月

様

労働日数	自 2025年04月01日 至 2025年04月30日	3日
労働時間		5時間
所定時間外労働		時間
支 給 額	基本給	6,500円
		円
		円
		円
		円
	非課税通勤費	円
	合計	6,500円
控 除 額	所得税	円
	住民税	円
	健康保険	円
	厚生年金	円
	雇用保険	円
		円
		円
	合計	0円
差引支給額		6,500円

整理番号	4-18
------	------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・菅沼泰久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	携帯電話料金(4月請求分) 3/1-3/31		
年月日	令和7年5月/2日	金額	6,719円

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	
<領収書貼付枠> 8 D 7- 5-12 100,194 Dカート\DCMX 明細より、請求額は 40,488円----- (1) (1) から「決済サービス代金等」の26,059円(税込)及び990円(税込)を除外する----- (2) よって、金額は (1) - (2) = 40,488 - 26,059 - 990 = 13,439円	

案分の理由 政務活動と私用で案分。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	13,439円	1/2 %	6,719円

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2025年 4月17日発行
発行会社 差出 NTTファイナンス(株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
【還付先】
〒461 名古屋市東区東桜1-14-11
〒00005 DPスクエア東桜1F階
社用コード 4T1EIG-J-00-000-000076-60(22)
<000000> 00002

Webでのお問い合わせ先



菅沼 泰久様



0024065#



0024065

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(1 / 4 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご利用金額 (TOTAL AMOUNT)	振替日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	2025年 4月ご請求分	54,719円	ご利用クレジット会社の 規約に基づく振替日

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

適格請求書発行事業者名：NTTファイナンス株式会社
(登録番号：T8010401005011)

10%対象請求額 (税込)	24,325円
うち消費税等	2,211円
非対象等請求額	30,394円
ご請求額合計	54,719円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

【NTTドコモからのお知らせ】

*** 電話番号毎のご利用金額 (税込) ***

[REDACTED]	5,991円
[REDACTED]	40,488円
[REDACTED]	8,240円

前月ご請求金額

29,674円 (税込)

ポイントのお知らせ

2024年10月よりdポイントクラブのポイントプログラムを改定いたしました。dポイント加盟店での「いつでもおトク」に加え、「d払い」利用でも「いつでもおトク」となる特典などが追加されました。詳しくはdポイントクラブサイトにてご確認ください。

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
[REDACTED]	菅沼 泰久様

ご利用クレジット会社 (CREDIT COMPANY)	カード会員番号 (MEMBER NUMBER OF THE CARD)
dカード (iD)	[REDACTED]



お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年 4月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
【合計請求額の請求内訳】			詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。	
◇基本使用料等 (計)	16,660	16,660	基本使用料	合算
◇通話料・通信料 (計)	3,856	168	5G・SMS通信料	合算
		3,400	音声オプション定額料	合算
		328	国内通話料 (ドコモ光電話)	合算
		-40	繰越適用額 (ドコモ光電話)	合算
		0	当月無料通話適用額 (ドコモ光電話)	合算
◇その他ご利用料金等 (計)	1,599	1,390	付加機能使用料等	合算
		200	請求書発行手数料	合算
		6	ユニバーサルサービス料	合算
		3	電話リレーサービス料	合算
◇端末等代金分割支払金	3,345	3,345	端末等代金分割支払金	非対象等
◇決済サービス代金等 (計)	27,049	26,059	d払い等 (ご利用代金)	非対象等
		990	d払い等 (ご利用代金/継続課金)	非対象等
◇消費税等相当額 (計)	2,210	2,210	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計	54,719	54,719	合計 (3回線請求分)	
<電話番号毎の請求内訳>				
◆ [REDACTED]	(対象外)		ご利用期間 (3/1~3/31)	
◇基本使用料等 (計)	2,480	2,980	5Gギガライト	合算
	()	3,850	(内訳) 5Gギガライト	ステップ2: 1GB~3GB
	()	=1,000	(内訳) みんなドコモ割	3回線以上
	()	-170	(内訳) dカードお支払割	
	()	300	(内訳) spモード利用料	
		0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	1.7G
		-500	ドコモ光セット割	合算
◇通話料・通信料 (計)	1,724	24	5G・SMS通信料	合算
		1,700	かけ放題オプション定額料	3月ご利用分 合算
◇その他ご利用料金等 (計)	393	400	クラウド容量オプション利用料 (50GB)	合算
		-400	クラウド (50GB) 割引料 (子育てPG)	合算
		390	dフォト利用料	合算
		2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります
		1	電話リレーサービス料/基本	1番号あたり1円のご請求となります
◇端末等代金分割支払金	935	935	端末等再分割支払金	1回目のご請求です。(全24回) 非対象等
◇消費税等相当額 (計)			ご請求は2024年3月請求迄で、分割支払金残額は	21,505円です。

NTTドコモからのお知らせ

- 各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからお願いします。
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。
- 弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年 4月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY(YEN)	金額(円) AMOUNT(YEN)	内訳金額(円) AMOUNT(YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
	459	459	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇合計				
	5,991	5,991	合計	
			<NTTドコモからのお知らせ> ○継続利用期間は、3月末で 19年8か月となりました。 ○ポイントのお知らせ [REDACTED]	
			※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
◆ [REDACTED]			ご利用期間(3/1~3/31)	
◇基本使用料等(計)				
	7,480	8,480	eximo ポイ活	合算
		9,350	(内訳) eximo ポイ活	
		(-1,000)	(内訳) みんなドコモ割 3回線以上	
		(-170)	(内訳) dカードお支払割	
		300	(内訳) spモード利用料	
		0	(参考) 高速通信ご利用データ量は 5.6G	合算
		-1,000	ドコモ光セット割	合算
◇通話料・通信料(計)				
	1,844	144	5G・SMS通信料 3月ご利用分	合算
		1,700	かけ放題オプション定額料	合算
◇その他ご利用料金等(計)				
	703	300	留守番電話サービス利用料	合算
		200	キャッチホン利用料	合算
		200	請求書発行手数料 4月請求分	合算
		2	ユニバーサルサービス料/基本 1番号あたり2円のご請求となります	合算
		1	電話リレーサービス料/基本 1番号あたり1円のご請求となります	合算
◇端末等代金分割支払金				
	2,410	2,410	端末等代金分割支払金 4回目のご請求です。(全24回)	非対象等
		0	ご請求は2026年12月請求迄で、分割支払金残額は 135,550円です。 内、残価額は 89,760円です。	非対象等
◇決済サービス代金等(計)				
	27,049	26,059	d払い等(ご利用代金) (対象外) 4月請求分	非対象等
		990	d払い等(ご利用代金/継続課金) (対象外) 4月請求分	非対象等
◇消費税等相当額(計)				
	1,002	1,002	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇合計				
	40,488	40,488	合計(1)	
			<NTTドコモからのお知らせ> ○継続利用期間は、3月末で 18年11か月となりました。 ○ポイントのお知らせ [REDACTED]	
			※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
◆ [REDACTED]			ご利用期間(3/1~3/31)	
◇基本使用料等(計)				
	6,700	5,200	戸建・タイプA/西	合算
		0	(参考) BIGLOBE利用	合算
		1,500	ドコモ光電話バリュー基本使用料 480円の通話料を含みます。 光電話番号: [REDACTED]	合算

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年 4月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇通話料・通信料 (計)	288	328	国内通話料 2月ご利用分	合算
		-40	繰越適用額 1月ご利用分からの繰越額は480円	合算
		0	(参考) 翌月ご請求分への光電話くりこし無料通話分は480円です。	合算
◇その他ご利用料金等 (計)	503	500	ネットトータルサポート利用料	合算
		2	ユニバーサルサービス料/基本 1番号あたり2円のご請求となります	合算
		1	電話リレーサービス料/基本 1番号あたり1円のご請求となります	合算
◇消費税等相当額 (計)	749	749	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇合計	8,240	8,240	合計	
			<NTTドコモからのお知らせ>	
			◎継続利用期間は3月末で 8年9か月となりました。	
			◎ドコモ光/戸建のご契約期間は3月末で 9か月となりました。	
			◎ポイントのお知らせ	
			[REDACTED]	
			※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	